



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代 表 者 代表取締役社長 高木 繁雄
本 社 所 在 地 富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号
(コード番号 8377 東証第一部、札証)
問 合 せ 先 企画グループ長 北川 博邦
(TEL. 076-423-7331)

退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプションを導入することについて、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任後に支払う予定です。取締役及び監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションの導入について

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。なお、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は次のとおりです。

① 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 4,500 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

② 新株予約権の払込価額

新株予約権 1 個当たりの払込価額は、新株予約権の割当てに際して、ブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された、新株予約権の公正価額を基準として、取締役会において定める額とする。

③ 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以

下付与株式数という)は100株とする。

なお、本議案の議決の日以降、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)または株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- ④ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会において定める。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記⑤の期間において、原則として、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降に、新株予約権を行使することができるものとする。その他、新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、前記の②ないし⑥の点について、前記の新株予約権と同内容の新株予約権を、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

以上

本件に関するお問い合わせ先	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 企画グループ 三宅 (076-423-7331)
---------------	---